

報道機関各位

令和 5 年（2023 年）10 月 19 日（木） 15 時 00 分配付

タイトル	インフルエンザの流行に伴う注意報の発令について						
配付資料	インフルエンザの流行について（注意報）						
内容 （目的・趣旨）	<p>感染症発生動向調査（令和 5 年第 41 週（令和 5 年（2023 年）10 月 9 日～10 月 15 日））において、倶知安保健所管内の定点調査の対象となる医療機関あたりのインフルエンザ患者数が注意報基準である 10 人以上となりましたので、まん延防止のため注意報を発令します。</p> <p>1 発令場所        倶知安保健所管内 15 町村        （島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村）</p> <p>2 調査期間        令和 5 年第 41 週（令和 5 年（2023 年）10 月 9 日～10 月 15 日）</p> <p>◎ インフルエンザ        定点調査の対象となる医療機関あたりの患者数 10.5 人</p> <p>3 対応        ホームページ等を通じて、手洗いうがいの励行などの感染予防を呼びかけています。</p>						
参考	別添資料 1 枚						
報道解禁	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td></td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・インターネット		新聞		
テレビ・ラジオ・インターネット							
新聞							
報道（取材）に 当たってのお願い							
他のクラブとの 同時発表	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり						
担当窓口	後志総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課 担当：松野 〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 後志合同庁舎 TEL：0136-23-1950（ダイヤルイン）/内線 3630 FAX:0136-22-5875						

# インフルエンザの流行について（注意報）

令和5年（2023年）10月19日（木）15時00分

北海道倶知安保健所  
（北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室）  
電話：0136-23-1950

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第41週（令和5年10月9日～10月15日）において、北海道倶知安保健所管内の定点あたりのインフルエンザ患者報告数が、注意報基準値である10人を越えましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、北海道倶知安保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

## 記

### 1 インフルエンザの感染予防

手洗いの励行、十分な睡眠、バランスの取れた食生活、人混みは避ける、マスクの着用などがあります。

### 2 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる感染症であり、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等の全身症状が現れます。

小児では、まれに急性脳症を、高齢者や免疫力が低下されている方では、肺炎を併発する等、重症化する場合があります。

日本では、毎年12月～3月が流行期です。

また、感染予防や発病後の重症化を防ぐ為には、予防接種が有効です。

### 3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からのインフルエンザ患者報告状況(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

	第37週 (9/11～9/17)	第38週 (9/18～9/24)	第39週 (9/25～10/1)	第40週 (10/2～10/8)	第41週 (10/9～10/15)
倶知安保健所	2.25	0.75	1.00	0.50	10.50※
全道	1.79	1.40	2.09	3.78	集計中

※第41週の患者報告数は速報値。

全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) インフルエンザ警報（注意報）とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した警報（注意報）レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<インフルエンザの警報・注意報レベル>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	10	30	10

(3) インフルエンザ警報（注意報）の解除について

定点医療機関からの報告数が終息基準値未満に下がり次第、警報及び注意報は自動解除されます。

※報告数については当所ホームページに随時掲載していますのでご確認願います。

(北海道倶知安保健所URL：<https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/index.html>)